

前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和  
に関する条例の改正について（議案第126号）

都市計画課

1 改正の理由

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

定義規定及び事業計画の許可の基準等を定める規定において、引用している電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の名称を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改める等、規定の整理を行う。

3 施行期日

令和4年4月1日